

奈良県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、寺口土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年六月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	芦高 重義	葛城市寺口三四七―一
〃	粕谷 全利	〃 四三二―一
〃	米田 賢司	〃 六二三
〃	河合 良則	〃 六七四―一
〃	森川 隆男	〃 六六七
〃	米田 匡勝	〃 六一九
〃	芦高 一浩	〃 一一九〇
〃	河合 伸和	〃 九三四
〃	山本 光男	〃 七六七
監事	辻 喜之	〃 一二〇三
〃	辻 豊和	〃 三〇八

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	辻 喜之	葛城市寺口一二〇三
〃	粕谷 全利	〃 四三二―一
〃	米田 賢司	〃 六二三
〃	河合 良則	〃 六七四―一
〃	辻 一成	〃 一四九
〃	坂田 宜茂	〃 七九二
〃	森川 隆男	〃 六六七
〃	米田 匡勝	〃 六一九
〃	中川 省吾	〃 六六二
監事	辻 豊和	〃 三〇八
〃	芦高 一浩	〃 一一九〇